

## 令和6年度福島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（障がい児施設等）交付要綱

（趣旨）

第1条 福島県は、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知）（以下「実施要綱」という。）に基づき、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、令和6年2月から5月までの間、収入を2%程度引き上げるための措置を実施することを目的として、実施要綱及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）並びにこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付の対象及び交付額）

第2条 交付金は、実施要綱に規定する事業（以下「事業」という。）を行う場合に必要な経費のうち、別表に定める額について、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する福島県内に所在する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「事業所」という。）を運営する法人等（以下「補助事業者」という。）に対して交付するものとし、その額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、令和6年度福島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その申請期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書（実施要綱別紙様式2-1）
- (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）（実施要綱別紙様式2-2）

（交付金の交付の条件）

第4条 知事は交付の決定をする場合において、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
    - ア 実施要綱7（4）に定める事項以外のもの。
    - イ 補助対象経費の減額
    - ウ 補助対象経費の費目間の流用で20%以内の変更。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
- 事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、令和6年度福島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。なお、必要に応じて実施要綱別紙様式2-1及び2-2を添付しなければならない。

2 実施要綱7(4)に定める変更の届出については、前項に定める第2号様式を用いて届出を行うものとし、実施要綱に定める変更届出書(別紙様式4)の提出は不要とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付金の交付)

第7条 知事はこの要綱に定める交付金について、原則概算払いの方法により補助事業者に対し直接交付する。ただし、令和6年2月及び3月サービス分については、同年4月サービス分と合わせて交付するものとする。なお、概算払いにあたっては、実施要綱5に基づき福島県国民健康保険団体連合会が算定した額を交付するものとする。

2 障害児入所施設について措置費を支弁している補助事業者に対しては、知事が概算払いにより直接交付するものとする。ただし、令和6年2月及び3月サービス分については、同年4月サービス分と合わせて交付するものとする。なお、障害児入所施設に係る給付費分については、前項の規定により交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、令和6年度福島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和6年9月30日までにしなければならない。

(1) 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(実施要綱別紙様式3-1)

(2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(施設・事業所別個表)(実施要綱別紙様式3-2)

(会計帳簿の整備等)

第9条 補助事業者は、交付金の収支状況を明らかにした会計帳簿その他の証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

## 別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
福祉・介護職員処遇改善支援事業	実施要綱による	実際に事業所に勤務する福祉・介護職員等の処遇改善に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費	10 / 10